

長野県人権フェスティバル 2023 開催業務委託仕様書

本仕様書は、長野県人権フェスティバル 2023 の開催に係る委託業務(以下「委託業務」という。)における必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が業務遂行上必要と認めた業務は、原則として業務受託者(以下「受託者」という。)が委託者の指示により実施するものとする。

1 概要

別添「長野県人権フェスティバル 2023 について」のとおり

2 目的

人権が尊重される社会の実現に向け、人権尊重意識の一層の普及・高揚を図る。

3 実施場所

インターネット上

4 実施期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5 内容

長野県人権フェスティバル 2023 の開催（企画、運営）

(1) 出演者関係

ア 人権講演会【提案項目】

- ・講師の人選を行い、出演交渉を行うこと。(講師には制作動画の長期使用を依頼し、了解が得られる場合は、業務実施期間終了後も人権・男女共同参画課の YouTube チャンネル（アーカイブ）から配信する。)
- ・講師及び講演内容は、事前に委託者の了解を得た上で決定すること。
- ・講師決定後の出演者との打合せは受託者が責任をもって行い、出演に係る経費は受託者が負担すること。

イ 開会あいさつ等

- ・開会あいさつ、「全国中学生作文コンテスト長野県大会入賞作品紹介」及び「令和5年度人権意識の高揚を目指すポスター入賞作品紹介」の撮影については、委託者と打合せの上、対応すること。

ウ 手話通訳

- ・配信する動画に手話通訳映像を付けるため、手話通訳士に出演交渉を行うこと。
- ・手話通訳士との打合せは受託者が責任をもって行い、出演に係る経費は受託者が負担すること。

(2) 動画の撮影（会場関係）

- ・(1) アの動画については、WEB ミーティングの録画映像を活用することとし、原則として会場は使用しないこと。
- ・(1) イ及びウの動画については、原則として受託者が撮影場所（会議室等）を用意して撮影すること。また、そのための経費は受託者が負担すること。

(3) 動画の編集・配信【提案項目】

ア 動画の編集

- ・(1) ア、イ及びウの動画に、視聴に適した編集を行うこと。
- ・(1) イ「全国中学生作文コンテスト長野県大会入賞作品紹介」については、委託者と打ち合わせの上、作品紹介と朗読の音声を入れること。
- ・聴覚障がいがある方のために、字幕と手話通訳映像（ワイプ画面）（以下「字幕等」という。）を入れること。

イ 動画の配信

- ・動画のインターネット配信を行うこと。
- ・イベント性を考慮し、効果的な見せ方、出し方を工夫すること。
- ・配信期間は、令和5年12月4日から令和6年2月29日までとすること。（字幕等の編集が間に合わない場合は、字幕等が入る前の動画を先に配信すること。）
- ・視聴者アンケートを実施すること。

(4) 広報【提案項目】

ア 効果的な広報活動

- ・本イベントへの参加・視聴を促すため、委託者と打合せの上、WEB広告の活用等、様々な媒体で効果的な広報活動を行うこと。

イ チラシの制作・印刷

- ・広報用チラシについて、委託者と打合せの上、受託者が制作し、委託者の指示する部数を印刷すること。

(5) 企画・構成

- ・イベント全体の企画・構成案については、業務委託契約締結後、委託者と協議の上、7(1)における業務実施計画書において報告すること。

6 実施体制

委託業務の進捗を管理する統括責任者を1名配置すること。また、委託業務に係る会計、庶務等に関する担当者を明確にしておくこと。なお、統括責任者との兼任は妨げない。

7 委託者への報告

(1) 業務実施計画書

業務委託契約締結後、速やかに委託業務全体の詳細について定めた業務実施計画書を委託者に提出すること。なお、業務実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後業務実施計画書等を添え委託者に協議すること。

(2) 業務完了報告

委託業務完了後速やかに業務の成果を取りまとめた業務完了報告書を委託者へ報告すること。

8 成果

(1) 成果目標

インターネット配信動画の視聴回数の合計 : 30,000回以上

(2) 成果品

委託業務完了時に提出する成果品は以下のとおりとする。

ア フェスティバルに係る以下の事項

- ・動画視聴回数の推移と合計
- ・視聴者のアンケート結果
- ・その他、フェスティバル（動画配信）の状況が分かる資料

イ 情報発信に係る成果品

周知をしたことが分かる資料（メディア等を活用した場合はその画像等）

9 委託費の返還

実績報告書に基づく成果の確認において、目標が達成されていない場合において、悪意があるときや達成されない程度が甚だしいとき、又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、委託費の全部又は一部の返還を求める。

10 特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、個人情報保護法、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 委託業務の実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡すること。
- (4) 委託業務の運営に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果（成果物の著作権を含む。）、情報等は委託者に帰属すること。
- (6) 個人情報の取得・保護・管理に十分な注意を払い、流失・損失を生じさせないこと。